

白井市立図書館インターネット接続サービス利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、白井市立図書館(以下「図書館」という。)において、図書館利用者の利便性の向上を図るために、本市が設置したインターネット端末(以下、「端末」という。)及び無線により公衆の利用に供するインターネット接続環境(以下「無線LAN」という。)の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 インターネット接続サービス(以下、「接続サービス」という。)を利用できる者(以下「利用者」という。)は、端末又はWi-Fi機能を搭載したスマートフォン等の通信端末(以下、「通信端末」という。)を用いた無線LANを利用し、調査研究の目的でインターネットに接続するものとする。

(利用場所)

第3条 接続サービスを利用することができる場所は、図書館の指定する場所とする。

(利用時間)

第4条 接続サービスを利用することができる時間は、開館時間に準ずる。

(利用料)

第5条 接続サービスの利用料金は、無料とする。

(利用要件)

第6条 接続サービスの利用は、本規約及び提供する企業が定める注意事項に同意した利用者に対して認めるものとする。

2 利用者は、接続サービスの利用に際し、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」(平成11年法律第128号)その他関係法令等を遵守しなければならない。

3 利用者は個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、図書館が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(端末の利用)

第7条 端末の利用については、次のとおりとする。

(1) 利用者は、案内カウンターで利用カードを提示し、図書館が指定する端末を利用するものとする。

(2) 利用者は、端末の利用において、次に掲げる行為を行ってはならない。

ア Eメールの送受信、掲示板等への書き込み、投稿等、閲覧以外の行為

イ 画面の印刷、撮影、録音

ウ ソフトウェア等のダウンロード、インストール

エ 端末の持ち出し

オ 端末への外部記憶装置等の接続

カ 端末の設定の変更等

(3) 職員は、使用方法についての簡単な説明を行うが、原則として利用者に代わって操作は行わないこととする。

(無線LANの利用)

第8条 無線LANの利用については、次のとおりとする。

(1) 無線LANの利用に際し、通信端末は、利用者が準備するものとする。

- (2) 無線LANの設定及び操作は、すべて利用者が自己の知識及び責任に基づいて行うものとする。
- (3) 無線LANへ接続する通信端末のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は利用者が行うものとする。
- (4) 利用者は、通信端末やその操作に伴う音や振動等の抑制に努め、他の図書館利用者の迷惑とならないよう十分配慮して利用するものとする。
- (5) 利用者は、無線LANの利用において、図書館の電源を利用する行為を行ってはならない。

(禁止事項)

第9条 利用者は、端末及び無線LANを通じて、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 調査研究の目的以外での利用
- (2) 他の図書館利用者、第三者若しくは図書館の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (3) 他の図書館利用者、第三者若しくは図書館の財産又はプライバシーを侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (4) 前各号の他、他の図書館利用者若しくは図書館に不利益又は損害を与える行為及びおそれのある行為
- (5) 他の図書館利用者、第三者若しくは図書館を誹謗中傷する行為
- (6) 公序良俗に反する行為、又はおそれのある行為、若しくは公序良俗に反する情報を他の図書館利用者、第三者に提供する行為
- (7) 犯罪行為又は犯罪的行為に結びつく行為、若しくはそのおそれのある行為
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する活動
- (9) ゲーム・ネット動画・テレビ等の娯楽目的やネットショッピングでの利用など、公共施設では相応しくない行為
- (10) ID及びパスワードを不正に使用する行為
- (11) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを無線LANを通じて、又は接続サービスに関連して使用、若しくは提供する行為
- (12) 通信販売、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (13) ファイル共有ソフトウェアの使用等著しく大量なデータを通信する行為
- (14) その他、法令に違反、若しくは違反するおそれのある行為又は図書館が不適切であると判断した場合

2 利用者は、第7条及び第8条各号の規定に反する行為並びに前項各号に該当する行為によって図書館、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用後であっても、すべての法的責任を負うものとし、図書館は一切の責任を負わないものとする。

(利用の停止・取消)

第10条 図書館は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、事前に通告することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 前条各号に該当する行為を行った場合
- (2) 前号で掲げる場合のほか、本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切と図書館が判断した場合

(運用の中止)

第11条 図書館は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、接続サービスの運用を中止できるものとする。

- (1) 接続サービスのシステム保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 非常事態等により、接続サービスの運用ができなくなった場合
- (3) 接続サービスに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他、図書館が接続サービスの運用上、一時的なサービスの中断が必要と判断した場合

2 接続サービスの運用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、図書館は、一切の責任を負わないものとする。

(免責等)

第12条 図書館は、接続サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 接続サービスの提供、遅延、変更、中止又は廃止、接続サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者情報の消失、利用者の通信端末のコンピューターウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他、接続サービスに関連して発生した利用者の損害について、図書館は一切の責任を負わないものとする。
- 3 電波の伝搬状況等による通信速度や品質等の低下について、図書館は一切の責任を負わないものとする。
- 4 利用者が、接続サービス上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 5 無線LANへの接続に係る利用者の通信端末の設定は、利用者が行うものとし、通信端末の種類、基本ソフトウェア、ソフトウェア、Webブラウザ等によって、無線LANを利用できない場合であっても、図書館は調査その他利用者の支援活動は行わないほか、一切の責任を負わないものとする。
- 6 利用者が接続サービスを利用したことにより、他の図書館利用者や第三者との間に生じた紛争等について、図書館は一切の責任を負わないものとする。
- 7 図書館は、利用者の承諾なしに、接続サービスの内容を変更及び全部又は一部を廃止することができる。

附則

この規約は、令和2年10月1日から施行する。